

## I. 観光振興に関する検討の背景

- 人口減少・少子高齢化の中、地域経済の活性化を図るためには、**観光の振興に関する一層の取組が重要**
- 観光の振興に関する施策の拡充にあたっては、財源のあり方について**十分な検討を行うことが必要不可欠**

## II. 提言書の内容

### 1. 観光振興に係る新たな財源に関する検討委員会

- 観光の振興に関する施策を実施するための財源のあり方について検討するため「**観光振興に係る新たな財源に関する検討委員会**」を設置（令和2年6月）
- 観光振興に係る新たな財源の必要性やあり方について議論（全4回）を経て**帯広市に提言書を提出**（令和2年12月）

### 2. 提言書

#### (1) 新型コロナウイルス感染症の下での観光振興

- **新型コロナウイルス感染症の影響**を踏まえた観光振興の取組方向
  - ① 国内観光客に対する重点的な取組
  - ② ポストコロナを見据えた外国人観光客に対する継続的な取組

#### (2) 新たな財源のあり方

- 観光振興に係る新たな財源について、負担を求める対象や手法、受益と負担の関係、財源の安定性、他自治体の事例など様々な観点から検討
- 新たな財源として、**宿泊税が妥当**との結論で一致

#### (3) 具体的な財源確保策

- **北海道と課税要件などの調整**（道内他都市との連携の下）
- **導入時期は慎重に判断**すべき（新型コロナウイルス感染症の状況等を考慮）
- 観光振興の課題解決に向けた実効性のある施策の検討
- 使途の透明性を確保するための仕組みの構築

#### 【宿泊税導入にあたっての制度設計の考え方】

- ① **課税客体等** ホテル・旅館、簡易宿泊所、民泊を課税客体とし、納税義務者は当該施設への宿泊者とすべき
- ② **徴収方法等** 特別徴収を用い、特別徴収義務者を宿泊事業者等とすべき  
※宿泊事業者等には、事務的な負担について一定の配慮の検討が必要
- ③ **税率・税額** 定額制とすべき
- ④ **免税点** 免税点を設けるべきではない
- ⑤ **課税免除** 修学旅行等の学校行事は免除すべき  
※文化・スポーツ合宿等も免除することも含めて検討が必要
- ⑥ **特別徴収交付金等** 宿泊事業者等における事務負担や経費の一部を支援するため、一定の配慮をすべき
- ⑦ **入湯税** 入湯税の使途と重複することがないように調整すべき

## III. 今後の取り組み

- 「観光振興に係る新たな財源」の**制度設計などの検討**
- 新たな財源の導入を検討する**北海道や道内他都市との協議**